

官民連携促進に関する連携協定

外ヶ浜町（以下「甲」という。）と株式会社 官民連携事業研究所（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが持つ資源及び特長を生かしながら、連携協力し、もって地域の様々な課題解決及び持続的発展に寄与する官民連携を促進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し、協力するものとする。

- (1) 官民連携実施企業の紹介に関すること。
- (2) 官民連携を円滑に行うための助言を提供すること。
- (3) 官民連携事例の発信に関すること。
- (4) データベースの利用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること。

2 甲及び乙は、連携協力事項をすべて無償で行う。

3 連携協力事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上決定する。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、甲及び乙は、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲及び乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面にて特段の申出のない場合は、更に1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定する。また、甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行う。

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲及び乙が各自署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年7月24日

甲 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋44番地2

外ヶ浜町

外ヶ浜町長

山崎結子

乙 大阪府四條畷市岡山一丁目3番12号

株式会社 官民連携事業研究所

代表取締役社長

鷺見英利